

収入印紙

財形住宅貸付金借用証書

金 \_\_\_\_\_ 円也

私は、防衛省共済組合財形持家融資事業取扱規則を承知の上、財形住宅貸付金として上記金額を借用しました。なお、財形持家融資取扱規則等の改正があった場合は、これに従います。

- 1 貸付金の元金及び利息は、 年 月 日から 年以内に毎月の給与から償還します(うち期末手当及び勤勉手当償還分 回)。
- 2 組合員の資格を喪失した場合又は防衛省共済組合財形持家融資事業取扱規則に違反した場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに、貸付元利金の残額を償還いたします。
- 3 何らかの都合により償還できない場合は、国又は防衛省共済組合から受ける給与、退職手当金及び諸給付から徴収されても異議ありません。

年 月 日

防衛省共済組合本部長 殿

所属 \_\_\_\_\_ 階級 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 記入例

別記様式第3号



### 財形住宅貸付金借用証書

金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円也

私は、防衛省共済組合財形持家融資事業取扱規則を承知の上、財形住宅貸付金として上記金額を借用しました。なお、財形持家融資取扱規則等の改正があった場合は、これに従います。

初回控除日

15, 20, 25

- 1 貸付金の元金及び利息は、令和〇年〇月〇日から〇〇年以内に毎月の給与から償還します(うち期末手当及び勤勉手当償還分回)。
  - 2 組合員の資格を喪失した場合又は防衛省共済組合財形持家融資事業取扱規則に違反した場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに、貸付元利金の残額を償還いたします。
  - 3 何らかの都合により償還できない場合は、国又は防衛省共済組合から受ける給与、退職手当、  
    貸付日から徴収されても異議ありません。
- 令和〇年〇月〇日

防衛省共済組合本部長 殿

所属 〇〇駐屯地〇〇隊〇〇班 階級 3曹 氏名 共済 太郎 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。